

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしています！

埼玉県社会保障推進協議会
〒240-0064さいたま市浦和区岸町7-12-8自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒241-0032三郷市谷中397埼玉土建三郷支部 気付

No.4
08年7月15日発行



県庁前の早朝宣伝行動に
一〇団体・四〇名の仲間が参加
三郷生活保護裁判を
支援する会は、六月二
五日（水）、早朝八時
から一〇団体四〇人が
参加し、県庁東門を中
心に宣伝を行いました。

街頭宣伝は、初めての取り組みで「人が人として生きる権利を取り戻そう」の横断幕をひろげ、チラシは表面に、裁判内容と裁判の意義を掲載、裏面にはさいたま地方裁判所第2民事部宛の「憲法で

裁判の争点を訴えてくれました。道行く人は、何の宣伝だろう、何の裁判だろうとチラシを受け取つてくれ、結果、一時間の宣伝で一八〇〇枚のチラシが配布できまし

裁判長もうなずく場面があるなど、三郷市との不当な行政が明らかになるものでした。

人が人として生きる権利を守れ

備書面四)を、原告弁護団がパワー・ポイントを使つて説明しました。



第五回 口譯弁書と宣伝の日程

日 時：○八年九月二四日（水）

午前一〇時〇〇分、一〇時三〇分
場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷
＊弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

* 時間は午前八時～午前九時

保障された生存権を守り生かすため公正な審理と判決を求める要請書」を印刷し、配布しました。

宣伝には、地元三郷市からも支援する会の会員が駆けつけてくれ、裁判支援を訴えました。また弁護団からは中山弁護士が参加し、今回の

た七八名で抽選が行われました。その後からも、傍聴者が駆けつけてくれ、九〇名を超える支援者の参加がありました。

裁判は、被告から出された準備書面一の紹明についての反論（準

①については、世帯



主は入院をしており、妻も病気で稼働できる状況になく、長男は就労したが家計を補うほど期待できるものではない。保護を申し出た平成一七年二月と保護を受け始めた平成一八年六月で要保護状態に変化はないにもかかわらず、要保護性が認められなかつた。(2)

窓口にきた相談者には、益がないのに転居指導を行政が行う。

適切な情報提供を行う「説明義務」とケースに応じて保護申請の勧奨等公権的観点から助言を行う「助言義務」が行政にはあるが、適切な対応が取られていない。(3)住宅費の需要があり、法定更新により必要な資料額は明らかであり、支給要件を満たしているのに未支給だつた。(4)転居の実体的に要保護状態を離脱できる見込みもなく、被告は保護を打ち切るにあたつての調査も行っていない。また原告は保護を離脱する意思表示も行つていないので、三郷市は転居先へ移管の通知をする義務を怠つた。(6)要保護状態を離脱していない要保護者に対して生活保護受給を止めさせることは自立ではないのに、転居させ、転居先への移管通知もせず、保護を打ち切つた。(7)

内閣の三九市で最低といふ、受給抑制がされていた。

以上、被告の反論に対する釈明の、原告の反論が詳細にされました。

た仲間はもちろん、傍聴に参加した仲間にも分りやすく七つのポイントについて説明がされました。

閉会となりました。



〈今後の支援する会の取り組み〉

東京生存権裁判」不当判決を許さず 三郷生活保護裁判の勝利をめざす学習会

日 時：8月27日（水）18時～20時

場 所：さいたま共済会館402

内 容：★東京生存権裁判の不当判決内容と
生存権裁判を支える東京連絡会の運動

生存権裁判を支える東京連絡会事務局長・中野謙司さん

★三郷生保裁判の意義と裁判動向

三郷生活保護裁判弁護団弁護士・吉廣慶子さん

老齢加算の廃止は、生活保護水準を引き下げるもので、「老齢加算の廃止を内容とする保護変更決定処分を取り消すべき」と求めた裁判の判決が、6月26日東京地方裁判所でありました。判決は、老齢加算の廃止の違法性は認められないとする不当判決であり、今後不当判決を覆す運動をしていかなければなりません。そのため、東京裁判の不当性を明らかにすると共に、生存権裁判を支える東京連絡会が、判決を迎える

まで、取り組んできた運動に学び、三郷生活保護裁判を勝利させる運動の参考にします。

また、三郷生活保護裁判の意義と今の裁判状況を学びます。



